

河川敷地の占用許可について

平成 11 年 8 月 5 日建設省河政発第 67 号
各地方建設局長、北海道開発局長、沖縄総合事務局
長、各都道府県知事あて 建設事務次官通達

改正平成 17 年 3 月 28 日国河政第 139 号
改正平成 23 年 3 月 8 日国河政第 135 号
最終改正平成 28 年 5 月 30 日国水政第 33 号

(平成 11 年制定時の通達文)

河川敷地占用許可準則を別紙のとおり定めたので、下記の事項に留意の上、河川敷地の占用許可の適正な執行を図られたく、命により通達する。

なお、平成 6 年 10 月 17 日付け建設省河政発第 61 号「河川敷地の占用許可について」は、廃止する。

記

一 河川敷地占用許可準則の改正の背景

河川敷地は、河川の流路を形成し、洪水の際には安全にこれを流下させ、洪水による被害を除却し、又は軽減させるためのものであり、また、公共用物として、河川環境に配慮しつつ、他の利用に支障のない範囲で一般公衆の多様な利用に供すべきものである。

平成 9 年度には、河川法（昭和 39 年法律第 167 号）の改正がなされ、河川の管理は、治水、利水及び河川環境の整備と保全が達成されるよう総合的に行うべきこと等とされたところであり、これに対応した河川敷地占用許可準則の改正が必要となっていたところである。

二 河川敷地占用許可準則の改正の視点

今回の河川敷地占用許可準則の改正は、次のような視点から行なったものである。

- (1) 平成 8 年 6 月の河川審議会答申「21 世紀の社会を展望した今後の河川整備の基本的方向について」において、「川の 365 日」を意識しつつ河川行政を展開することが重要である旨指摘されたところであり、自然豊かで、貴重なオープンスペースである河川敷地については、河川環境に配慮しつつ、個々の河川の実態に即して、適正かつ多様な利用をより一層推進することにより、国民の河川への親しみを醸成していくことが必要となっていること。
- (2) 河川敷地は、基本的にはその周辺の住民により利用されるものであること等にかんがみ、その占用の許可に当たっては、景観や自然環境との調和を図りつつ街づくりへの活用を図ること、及び地域の意見を十分に反映することことが重要である。この点については、平成 11 年 3 月の第 2 次地方分権推進計画においても、地域に密着して

いる河川敷地の利用等の分野に関しては、できるだけ地元市町村等の主体性が尊重されるよう、市町村等が参画できる範囲を拡大するための措置を講ずることとされ、具体的には、地先の河川敷地の利用について地元市町村が主体的に判断できるようにするための包括占用許可を実施することとされたこと。

- (3) 従来の準則においては必ずしも許可方針が明確でなかった道路としての河川敷地の利用について、その設置が認められる場合を具体的に明示する必要があること。
- (4) 河川敷地の適正かつ多様な活用を図っていくためには、その占用許可の準則をできる限り具体的で、かつ、国民に分かり易いものとする必要があること。また、占用の許可の運用が厳格に過ぎるのではないかという批判があること。

三 河川敷地占用許可準則の運用上の留意点

改正後の河川敷地占用許可準則の運用に当たっては、特に以下の点に十分留意する必要がある。

- (1) 占用の許可の目的となる施設の範囲を従来より拡大したところであり、治水上、利水上又は河川環境上の支障が生じないよう配慮しつつ、狭あいな国土条件の下で、河川敷地の公共用物としての活用の在り方について十分に検討し、適正な利用が行われるよう制度の運用に当たること。
- (2) 平成9年度の河川法の改正において、河川整備計画の策定に当たって地域の意見を聴くこととされたことにかんがみ、河川敷地の占用の許可に当たっても同様の手続を設けていること。具体の占用の許可に当たっては、地域の意見を踏まえつつ、占用施設の公共性等を勘案の上、河川管理者が判断すべきこと。
- (3) 河川環境の保全に対する国民の要請は高まっており、河川環境に係る計画において保全すべきこととされる河川敷地については厳にその保全に努めるべきであること。
- (4) 河川環境を保全するため、便所、ベンチ等も含め、工作物のデザイン、色彩等を河川全体の景観と調和したものとする必要があること。
- (5) 道路の敷地として河川敷地を活用するに当たっては、河川管理上の支障が生じないよう、堤防等の河川管理施設の工事に係る費用の負担方式、洪水時の交通規制等のルールについて、あらかじめ道路・交通担当部局と調整する必要があること。
- (6) 包括占用許可については、地先の河川敷地の利用について地元市町村が主体的に判断できるようにするという本制度の創設の趣旨にかんがみ、市町村の創意工夫が十分に活かされるよう運用する必要があること。
- (7) 河川敷地の利用方法は、公共性の高いものを優先する必要があるほか、地域社会の状況変化に対応した適正なものである必要があること。このため、占用の許可の更新に当たっては、改正後の準則に従って適正な運用を行う必要があること。
- (8) 河川の利用は、洪水、津波等の危険を内包するものであるため、このような緊急時における情報伝達体制を整備し、占用施設の利用者の避難が円滑に行なわれるよう、許可条件の付加及びその履行の確保を的確に行う必要があること。

(平成17年一部改正時の通達文)

標記については、平成11年8月5日建設省河政発第67号をもって通達したところであるが、この度、平成16年11月29日付け社会資本整備審議会の答申を受け、別紙のとおり、河川敷地占用許可準則の一部を改正したので、命により通達する。

なお、この答申においては、河川空間を活用したまちづくり、地域づくりを推進する動きが全国各地で生じていること等を背景に、河川敷地の多様な利用について引き続き要望があることを踏まえ、占用施設について類型の追加・修正等を行うこと、包括占用

者の許可対象範囲を広げることなど包括占用制度を改善すること、地元市町村の意見を聴くことについて河川行政実態に即した手続きの一部見直しを行うことなど河川敷地占用許可準則の一部を改める必要があるとされたところである。

(平成23年一部改正時の通達文)

標記については、平成11年8月5日建設省河政発第67号をもって通達したところであるが、この度、平成22年5月17日に策定された国土交通省成長戦略を踏まえ、別紙のとおり、河川敷地占用許可準則の一部を改正したので通知する。

(平成28年一部改正時の通達文)

標記については、平成11年8月5日建設省河政発第67号をもって通達したところであるが、この度、快適でにぎわいのある水辺空間の創出を推進する観点から、民間の資金やノウハウを活用した河川敷地の多様な利用のより一層の促進を図るため、別紙のとおり、河川敷地占用許可準則の一部を改正したので通知する。

(別紙)

第一章 総則

(目的)

第一 この準則は、河川が公共用物であることにかんがみ、治水、利水及び環境に係る本来の機能が総合的かつ十分に維持され、良好な環境の保全と適正な利用が図られるよう、河川敷地の占用の許可に係る基準等を定め、地域の意向を踏まえつつ適正な河川管理を推進することを目的とする。

(定義)

第二 この準則において「河川敷地」とは、河川法（昭和39年法律第167号。以下「法」という）第6条第1項の河川区域内の土地（河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地を除く。）をいう。

2 この準則において「占用の許可」とは、法第24条の許可をいう。

3 この準則において「占用施設」とは、占用の許可の目的である施設をいう。

4 この準則において「河川管理者」とは、法第9条第1項、第2項及び第5項、第10条第1項及び第2項並びに第11条第3項の規定により法第24条の許可を行う者をいう。

(占用許可の手続)

第三 占用の許可に関する手続は、行政手続法（平成5年法律第88号）に定めるところにより、適正に行なわなければならない。

(適用除外)

第四 この準則は、法第23条の水利使用のためにする河川敷地の占用には、適用しない。

第二章 通則

(占用許可の基本方針)

第五 河川敷地の占用は、第六に規定する占用主体がその事業又は活動に必要な第七第1項に規定する占用施設について許可申請した場合で、第八から第十一までの基準に該当し、かつ、河川敷地の適正な利用に資すると認められるときに許可することができるものとする。

2 前項の規定により占用の許可を行おうとする場合には、原則として、期限を定めて当該占用に係る河川敷地が存する市町村（特別区を含む。以下同じ。）の意見を聴くものとする。

3 前項の場合において、占用による影響が広域に及ぶこと等により必要があると認める場合には、同項の規定による意見聴取に併せ、期限を定めて他の関係市町村又は関係都道府県の意見を聴くものとする。

4 河川敷地の占用は、その地域における土地利用の実態を勘案して公共性の高いものを優先するものとする。また、公共性の高い事業のための占用の計画が確定し、当該占用の計画について河川管理者が知り得た場合又は河川管理者に申出があった場合において

は、他の者に対する占用の許可は、当該占用の計画に支障を及ぼさないようにしなければならない。

（占有主体）

第六 占用の許可を受けることのできる者は、次の各号に掲げるものとする。ただし、第七第1項第七号に規定する占有施設を設置することが必要やむを得ないと認められる住民、事業者等及び同項第八号に規定する占有施設を設置することが必要やむを得ないと認められる非営利の愛好者団体等もそれぞれ当該占有施設について占用の許可を受けることができるものとする。

- 一 国又は地方公共団体（道路管理者、都市公園管理者、下水道管理者、港湾管理者、漁港管理者、水防管理者、地方公営企業等である場合を含む。）
- 二 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、独立行政法人都市再生機構、地方公社等の特別な法律に基づき設立された法人
- 三 鉄道事業者、水上公共交通を担う旅客航路事業者、ガス事業者、水道事業者、電気事業者、電気通信事業者その他の国又は地方公共団体の許認可等を受けて公益性のある事業又は活動を行う者
- 四 水防団体、公益法人その他これらに準ずる者
- 五 都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第7項に規定する市街地開発事業を行う者又は当該事業と一体となつて行う関連事業に係る施設（以下「市街地開発事業関連施設」という。）の整備を行う者
- 六 河川管理者、地方公共団体等で構成する河川水面の利用調整に関する協議会等において、河川水面の利用の向上及び適正化に資すると認められた船舶係留施設等の整備を行う者（なお、第七第1項第六号口の船舶上下架施設（斜路を含む。）については、当分の間、同協議会が設置されていない場合には、地元市町村の同意を得た場合とする。）

（占有施設）

第七 占有施設は、次の各号に規定する施設とする。

- 一 次のイからニまでに掲げる施設その他の河川敷地そのものを地域住民の福利厚生のために利用する施設
 - イ 公園、緑地又は広場
 - ロ 運動場等のスポーツ施設
 - ハ キャンプ場等のレクリエーション施設
 - ニ 自転車歩行者専用道路
- 二 次のイからホまでに掲げる施設その他の公共性又は公益性のある事業又は活動のために河川敷地を利用する施設
 - イ 道路又は鉄道の橋梁（鉄道の駅が設置されるものを含む。）又はトンネル
 - ロ 堤防の天端又は裏小段に設置する道路
 - ハ 水道管、下水道管、ガス管、電線、鉄塔、電話線、電柱、情報通信又は放送用ケーブルその他これらに類する施設
 - ニ 地下に設置する下水処理場又は変電所
 - ホ 公共基準点、地名標識、水位観測施設その他これらに類する施設
- 三 次のイ及びロに掲げる施設その他の地域防災活動に必要な施設
 - イ 防災用等ヘリコプター離発着場又は待機施設

- 水防倉庫、防災倉庫その他水防・防災活動のために必要な施設
 - 四 次のイからホまでに掲げる施設その他の河川空間を活用したまちづくり又は地域づくりに資する施設
 - イ 遊歩道、階段、便所、休憩所、ベンチ、水飲み場、花壇等の親水施設
 - 河川上空の通路、テラス等の施設で病院、学校、社会福祉施設、市街地開発事業関連施設等との連結又は周辺環境整備のために設置されるもの
 - ハ 地下に設置する道路、公共駐車場
 - ニ 売店（周辺に商業施設が無く、地域づくりに資するものに限る。）
 - ホ 防犯灯
 - 五 次のイからハに掲げる施設その他の河川に関する教育及び学習又は環境意識の啓発のために必要な施設
 - イ 河川教育・学習施設
 - 自然観察施設
 - ハ 河川維持用具等倉庫
 - 六 次のイからニまでに掲げる施設その他の河川水面の利用の向上及び適正化に資する施設
 - イ 公共的な水上交通のための船着場
 - 船舶係留施設又は船舶上下架施設（斜路を含む。）
 - ハ 荷揚場（通路を含む。）
 - ニ 港湾施設、漁港施設等の港湾又は漁港の関連施設
 - 七 次のイからニまでに掲げる施設その他の住民の生活又は事業のために設置が必要やむを得ないと認められる施設
 - イ 通路又は階段
 - いけす
 - ハ 採草放牧地
 - ニ 事業場等からの排水のための施設
 - 八 次のイ及びロに掲げる施設その他の周辺環境に影響を与える施設で、市街地から遠隔にあり、かつ、公園等の他の利用が阻害されない河川敷地に立地する場合に、必要最小限の規模で設置が認められる施設
 - イ グライダー練習場
 - ラジコン飛行機滑空場
- 2 前項に規定する占用施設については、当該施設周辺の騒音の抑制及び道路交通の安全の確保上必要やむを得ないと認められる場合に限り、当該施設と一体をなす利用者のための駐車場の占用を許可することができる。この場合においては、本体施設の利用時間外及び洪水のおそれのある場合の使用の禁止、使用禁止時間帯における車両の撤去、洪水時の駐車車両の避難に係る夜間及び休日を含む情報伝達体制の整備等の許可条件を付すものとする。
- 3 第1項に規定する占用施設については、必要に応じて、施設利用者のための売店を、また、第1項第六号イに規定する占用施設については、料金所、待合所、案内板等を、当該施設と一体をなす工作物としてその設置を許可することができる。

（治水上又は利水上の基準）

第八 工作物の設置、樹木の栽植等を伴う河川敷地の占用は、治水上又は利水上の支障を生じないものでなければならない。この場合、占用の許可は、法第26条第1項又は第

27条第1項の許可と併せて行うものとする。

2 前項の治水上の支障に係る技術的判断基準は、次の各号に掲げるとおりとし、河川の形状等の特性を十分に踏まえて判断するものとする。ただし、法第6条第2項に規定する高規格堤防特別区域、同条第3項に規定する樹林帯区域及び河川法施行令（昭和40年政令第14号）第1条第2項に規定する遊水地における占用については、適用しない。

一 河川の洪水を流下させる能力に支障を及ぼさないものであること。

二 水位の上昇による影響が河川管理上問題のないものであること。

三 堤防付近の流水の流速が従前と比べて著しく速くなる状況を生じさせないものであること。

四 工作物は、原則として、河川の水衝部、計画堤防内、河川管理施設若しくは他の許可工作物付近又は地質的にぜい弱な場所に設置するものでないこと。

五 工作物は、原則として河川の縦断方向に設けないものであり、かつ、洪水時の流出などにより河川を損傷させないものであること。

3 前項に規定するもののほか、樹木の栽植に関する治水上の支障に係る技術的判断基準については、別途定める河川区域内における樹木の植樹等に係る基準（以下「植樹基準」という。）によるものとする。

（他の者の利用との調整等についての基準）

第九 河川敷地の占用は、他の者の河川の利用を著しく妨げないものでなければならない。

2 河川敷地の占用は、必要に応じて、他の者の水面等の利用を確保するための河岸への通路又は河川管理用の通路が確保されていなければならない。また、河川敷地の利用をより一層促進するため、必要に応じて、公園等の占用施設相互の連携を図るための連絡歩道や便所、ベンチ等が確保されていなければならない。

（河川整備計画等との調整についての基準）

第十 河川敷地の占用は、河川整備計画その他の河川の整備、保全又は利用に係る計画が定められている場合にあつては、当該計画に沿ったものでなければならない。

2 前項に規定する計画において保全すべきこととされている河川敷地については、当該保全の趣旨に反する占用の許可をしてはならない。

（土地利用状況、景観及び環境との調整についての基準）

第十一 河川敷地の占用は、河川及びその周辺の土地利用の状況、景観その他自然的及び社会的環境を損なわず、かつ、それらと調和したものでなければならない。

2 河川敷地の占用は、景観法（平成16年法律第110号）に基づく景観行政団体が景観計画に法第24条の許可の基準を定めた場合には、当該計画に定める基準に沿ったものでなければならない。

（占用の許可の期間）

第十二 占用の許可の期間は、第七第1項第一号から第七号までに規定する占用施設に係る占用にあつては十年以内、同項第八号に規定する占用施設に係る占用にあつては五年以内で当該河川の状況、当該占用の目的及び態様等を考慮して適切なものとしなければならない。

2 前項の許可の期間が満了したときは、当該許可は効力を失うものとする。

（占用の許可の内容、条件、監督処分等）

第十三 占用の許可は、当該占用の期間内に当該占用の目的を達成するために必要と認められる適切な内容のものとする。

2 占用の許可には、水質保全、占用に伴う騒音の抑制等環境の保全上必要な条件、情報伝達体制の整備、工作物の撤去等緊急時の適切な対応を確保するために必要な条件、占用の目的を達成するために必要な維持管理に関する条件その他の河川管理上必要があると認められる条件を付すものとする。

3 占用の許可の後、占用の許可を受けた者から報告を徴収するなどの方法により、適宜、占用の状況及び許可条件の履行状況の確認を行うものとする。

4 占用の許可を受けた者が法又は許可条件（法第26条第1項及び第27条第1項の許可条件を含む。）に違反している場合その他必要があると認められる場合においては、法第77条第1項に規定する是正措置の指示、法第75条第1項に規定する監督処分等の措置を、状況に応じて適正に実施するものとする。

（継続的な占用の許可）

第十四 占用の許可の期間が満了した後に継続して占用するための許可申請がなされた場合には、適正な河川管理を推進するため、この準則に定めるところにより改めて審査するものとする。

2 前項の場合において、従前のまま継続して占用を許可することが不適當であると認められるときは、この準則に適合するものとなるよう指導するとともに、必要に応じて、従前よりも短い占用の期間の設定、不許可処分等の措置をとるものとする。

（一時占用の許可）

第十五 工事、季節的な行事又は仮設物等のための河川敷地の一時的な占用の許可については、この準則によらないことができる。ただし、一時的な占用の許可については、これを同一の内容の占用について繰り返し許可することにより継続して占用することになるなど、この準則第六及び第七の規定の趣旨に反する許可をしてはならない。

第三章 包括占用の特例

（包括占用の許可）

第十六 地方公共団体、公益法人その他これらに準ずる者（以下「地方公共団体等」という。）に対して、治水上、環境の保全上等の河川管理上の支障が生じるおそれが少ない河川敷地について、第七第1項に規定する占用施設に該当する施設を設置する場合に、河川敷地の具体的利用方法を占用の許可後に当該地方公共団体等が決定できる占用（以下「包括占用」という。）の許可をすることができるものとする。

2 包括占用の許可は、地方公共団体等の区域に存する河川敷地のうち、あらかじめ当該地方公共団体等が河川管理者と協議し、決定した区域（以下「包括占用区域」という。）を対象とするものとする。

3 前項の場合において、第十第1項に規定する計画において保全すべきこととされている河川敷地については、原則として包括占用区域としてはならない。

(第十第1項に規定する計画等との調整)

第十七 包括占用区域の具体的利用方法は、第十第1項に規定する計画が定められている場合にあっては当該計画に沿ったものであるとともに、都市計画法第18条の2第1項に規定する都市計画に関する基本的な方針（基本的な方針を定めていない市町村にあっては、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想等）に沿ったものでなければならない。

(包括占用区域の施設設置者による利用)

第十八 包括占用の許可を受けた地方公共団体等は、第六に規定する者に、包括占用区域の全部又は一部を第七第1項に規定する占用施設に該当する施設の設置を目的として使用させることができるものとする。

2 前項の規定に基づき、地方公共団体等が包括占用区域を使用することを認めた者（以下「施設設置者」という。）に包括占用区域を使用させる場合には、当該地方公共団体等は、包括占用区域の使用に係る契約（以下「使用契約」という。）を当該施設設置者と締結するとともに、その内容を河川管理者に報告しなければならない。

3 地方公共団体等は、使用契約を締結するときは、包括占用区域の使用の具体的内容（設置する占用施設の概要を含む。）、契約期間、施設の撤去に関する事項その他の必要事項を契約の内容とするほか、次の各号に掲げる条件を付すものとする。

一 施設設置者による使用は契約の内容に従って適切に行うこと。

二 施設設置者は地方公共団体等の指導監督に服すること。

三 第二十第1項に規定する工作物の設置等の許可の状況によって契約を変更し、又は無効とすること。

四 施設設置者による使用が関係法令若しくは契約内容に違反し、若しくは著しく不適切である場合又は河川工事その他の公益上やむを得ない必要がある場合には、地方公共団体等の意志表示により契約を解除できること。

(包括占用の許可の申請及び条件等)

第十九 包括占用の許可申請に当たっては、第七第1項に規定する占用施設に該当する施設の設置による包括占用区域の利用を目的とするとともに、第十七に規定する都市計画に関する基本的な方針等を申請書に添付するものとする。

2 包括占用の許可をする場合には、第十三第2項に規定するもののほか、第六から第十一までの規定を十分に踏まえて具体的利用方法を決定しなければならないこと、施設設置者に使用させる場合には使用契約を締結し、当該施設設置者を適切に指導監督することその他の必要な条件を付すものとする。

3 包括占用の許可をした場合には、当該包括占用区域及び許可の内容を適切な公示方法により周知するものとする。

(包括占用区域における工作物の設置等の許可)

第二十 包括占用区域において工作物の設置又は土地の掘削等若しくは樹木の栽植等を行うおうとする場合には、包括占用の許可を受けた地方公共団体等又は施設設置者は、法第26条第1項又は第27条第1項に規定する許可申請を河川管理者に行わなければならない。なお、施設設置者が当該許可申請を行う場合は、地方公共団体等を経由して行うものとする。

2 前項の許可申請は、第十九第1項の許可申請と同時に行うこともできるものとする。

- 3 第1項の許可申請に際し、治水上支障が小さいと見込まれるベンチ等の工作物の設置又は樹木の栽植については、その設置等の範囲及び上限の数を申請書及びその添付図書に記載すれば足りるものとする。
- 4 前項の規定による許可申請に対して許可を行う場合には、工作物の設置又は樹木の栽植の範囲及び上限の数について条件を付するものとする。
- 5 前二項に規定する樹木の栽植については、植樹基準に定めるところにより、許可するものとする。
- 6 包括占用の目的に適合する駐車場、売店については、包括占有区域の中で適正な箇所に設置できるものとする。

(包括占有許可に係る監督処分等)

第二十一 施設設置者の包括占有区域の使用が法又は許可条件（法第24条、第26条第1項及び第27条第1項の許可条件をいう。以下同じ。）に違反している場合その他必要があると認められる場合においては、河川管理者又は河川監理員は、次の各号に定めるところにより法第75条又は第77条等に基づき必要な措置をするものとする。

- 一 地方公共団体等に対しては、施設設置者に対する指導監督に関する指示、包括占有の許可の取消し等の監督処分等を、状況に応じて適正に実施すること。
- 二 施設設置者に対しては、行為の中止、工作物の除去等の指示、監督処分等を、状況に応じて適正に実施すること。

第四章 都市及び地域の再生等のために利用する施設に係る占有の特例

(都市・地域再生等利用区域の指定等)

第二十二 河川管理者は、都市及び地域の再生等のために利用する施設が占有することができる河川敷地の区域（以下「都市・地域再生等利用区域」という。）を指定することができる。

- 2 河川管理者は、都市・地域再生等利用区域を指定するときは、併せて当該都市・地域再生等利用区域における都市及び地域の再生等のために利用する施設に関する占有の方針（以下「都市・地域再生等占有方針」という。）及び当該施設の占有主体（以下「都市・地域再生等占有主体」という。）を定めるものとする。
- 3 都市・地域再生等占有方針には、次に掲げる施設のうちから、当該都市・地域再生等利用区域において占有の許可を受けることができる施設及びその許可方針を定めるものとする。
 - 一 広場
 - 二 イベント施設
 - 三 遊歩道
 - 四 船着場
 - 五 船舶係留施設又は船舶上下架施設（斜路を含む。）
 - 六 前各号に掲げる施設と一体をなす飲食店、売店、オープンカフェ、広告板、広告柱、照明・音響施設、キャンプ場、バーベキュー場、切符売場、案内所、船舶修理場等
 - 七 日よけ
 - 八 船上食事施設
 - 九 突出看板

十 川床

十一 その他都市及び地域の再生等のために利用する施設（これと一体をなす第六号に掲げる施設を含む。）

- 4 都市・地域再生等占用主体には、次に掲げる者のうちから、当該都市・地域再生等利用区域において占用の許可を受けることができる者を定めるものとする。
 - 一 第六に掲げる占用主体
 - 二 営業活動を行う事業者等であって、河川管理者、地方公共団体等で構成する河川敷地の利用調整に関する協議会等において適切であると認められたもの
 - 三 営業活動を行う事業者等
- 5 河川管理者は、都市・地域再生等利用区域の指定（都市・地域再生等占用方針の策定及び都市・地域再生等占用主体の指定を含む。第7項において同じ。）をしようとするときは、あらかじめ、河川管理者、地方公共団体等で構成する河川敷地の利用調整に関する協議会等の活用などにより地域の合意を図らなければならない。
- 6 都市・地域再生等利用区域は、都市及び地域の再生等のために利用する施設が当該河川敷地を占有することにより治水上又は利水上の支障等を生じることがない区域でなければならない。
- 7 河川管理者は、都市・地域再生等利用区域の指定をしたときは、その旨を公表するものとする。

（都市及び地域の再生等のために利用する施設の占有の許可）

第二十三 河川管理者は、都市・地域再生等利用区域においては、第五第1項の規定にかかわらず、都市・地域再生等占用主体が占有の許可を申請した場合において、当該占有が、都市・地域再生等占用方針及び第八から第十一までの基準に該当し、かつ、都市及び地域の再生等並びに河川敷地の適正な利用に資すると認められるときには、占有の許可をすることができる。

（占有の許可の期間）

第二十四 第二十三の規定による占有の許可の期間は、十年以内で当該占有の態様等を考慮して適切なものとしなければならない。

（占有者以外の施設利用）

第二十五 第二十二第4項第一号に掲げる者が都市・地域再生等占用主体となる占有にあつては、その占有施設を営業活動を行う事業者等（以下「施設使用者」という。）に使用（第二十二第3項各号に掲げる施設の設置を目的とする使用を含む。以下この章において同じ。）をさせることができるものとする。

- 2 河川管理者は、前項の規定により第二十二第4項第一号に掲げる者に対して、施設使用者に占有施設の使用をさせることを含む占有を許可する場合には、次の各号に掲げる条件を付すものとする。
 - 一 施設使用者に占有施設の使用をさせる場合には、使用契約を締結し、当該施設使用者を適切に指導監督すること。
 - 二 施設使用者に占有施設の使用をさせることにより施設利用料を得る場合には、その収入を当該占有許可を受けている河川敷地における施設の維持管理及び良好な水辺空間の保全、創出を図るための費用に充てること。
 - 三 施設利用料の徴収及び活用状況を、河川管理者に、年一回以上で河川管理者が定め

る回数報告すること。

- 3 第1項の規定に基づき、第二十三の占用の許可を受けた第二十二第4項第一号に掲げる者（以下「公的占有者」という。）が施設使用者に占有施設の使用をさせる場合には、当該公的占有者は、使用契約を当該施設使用者と締結するとともに、その内容を河川管理者に報告しなければならない。
- 4 公的占有者は、使用契約を締結するときは、占有施設の使用の具体的内容（使用する占有施設の概要を含む。）、契約期間、施設利用料、施設の撤去に関する事項その他の必要事項を契約の内容とするほか、次の各号に掲げる条件を付すものとする。
 - 一 施設使用者による使用は、契約の内容に従って適切に行うこと。
 - 二 施設使用者は、公的占有者の指導監督に服すること。
 - 三 施設使用者が取得する工作物の設置等の許可の状況によって、契約を変更し、又は無効とすること。
 - 四 施設使用者による使用が関係法令若しくは契約内容に違反し、若しくは著しく不適切である場合又は河川工事その他の公益上やむを得ない必要がある場合には、公的占有者の意思表示により契約を解除できること。
- 5 施設使用者による占有施設の使用が法又は許可条件に違反している場合その他必要があると認められる場合には、河川管理者又は河川監理員は、次の各号に定めるところにより法第75条又は第77条等に基づき必要な措置をするものとする。
 - 一 公的占有者に対しては、施設使用者に対する指導監督に関する指示、占用の許可の取消し等の監督処分等を状況に応じて適正に実施すること。
 - 二 施設使用者に対しては、行為の中止、工作物の除去等の指示、監督処分等を、状況に応じて適正に実施すること。

（通則の適用）

第二十六 第五第2項から第4項まで、第十二第2項、第十三及び第十四の規定は、第二十三の規定による占用の許可について適用する。

附則

（経過措置）

- 1 この準則の制定の際占用の許可を受けて現に存し、又は現に工事中の占有施設の全部又は一部がこの準則に適合しない場合においては、当該占有施設に対しては、当分の間、この準則は適用しない。
- 2 前項に該当する占有施設について、当該占用の許可の期間が満了した後にも引き続き許可を与えようとするときには、許可申請者に対してこの準則に適合するものとなるよう努めることを指導するものとする。

（社会実験）

- 3 この準則にかかわらず、社会経済状況等の変化に柔軟かつ迅速に対応して、かつ地域の特性に即してこの準則を運用することを可能にするため、別途定めるところにより、社会実験を行うことができることとする。
- 4 この実験の結果については、適切に評価を行い、その結果をこの準則に反映させるものとする。

附則（平成23年3月8日国河政第135号）

- 1 この通達は、平成23年4月1日から施行する。

- 2 「都市及び地域の再生等のために利用する施設に係る河川敷地占用許可準則の特例措置について（平成16年3月23日 付け国河政第98号国土交通事務次官通達。以下「特例措置通達」という。）は、廃止する。
- 3 特例措置通達の廃止の際、現に特例措置通達に基づき河川局長が指定している区域における占用については、廃止前の特例措置通達は、平成24年3月31日までの間は、なおその効力を有する。

附則（平成28年5月30日国水政第33号）

この通達は、平成28年6月2日から施行する。

